

令和2年3月21日

オホーツク地区サッカー協会
関係各位

オホーツク地区サッカー協会
会長 榊原 尚行

【重要】新型コロナウイルス対策による総会の中止・書面議決、および各種会議の
延期 / 分散開催 / 中止・書面議決することの要請

2月21日付でオホーツク地区協会の事業に関する措置について、通知を発出したところですが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等を受け、今後予定している各種会議の関係者等の健康・安全面を第一に考慮した結果、下記のように対応することとしましたので、お知らせします。関係者の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解をいただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、この通達の有効期限は当面4月24日までといたしますが、今後の動向次第で内容の変更および期限延期も有り得ますことを申し添えます。

記

1. 2020年度 オホーツク地区サッカー協会の総会を中止し書面議決とする。
書面議決の方法は、3月末までに、チーム理事宛への総会議案のメール送信と同時に、事務局が指定する。
2. オホーツク地区サッカー協会の傘下にある組織の、下記三つの条件が同時に当てはまるような会議・研修等を原則として感染拡大が終息するまで延期すること
①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる
3. 上記2について、延期が困難な会議・研修等は、上記2の①～③の条件を回避して、開催日や会場を分散するなど参加者を限定・少人数化（分散開催）し、感染防止のための万全の対策を講じた場合は、この通達の有効期間に開催可能とする。
万全の対策とは、(1)参加者の原則マスクの着用、(2)風邪症状等の体調不良のある方の参加禁止、(3)会議前後の手洗い・アルコール消毒液の励行、(4)その他新型コロナウイルス感染症対策専門家会議発表に基づく事項
4. 上記3の対策を講ずることができない場合は、参加者が一堂に会する会議を中止し、委員長等の責任者が各種会議案をメール配信等で代替するなどし、書面議決とすること。
5. これに当てはまらない事項については、委員長または責任者より理事長に個別に相談すること。

以上